

本検討会における検討の方向性について(案)

～EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを
追加するに当たっての必要な措置について～

これまでの本検討会におけるとりまとめ内容と今後の検討の方向性(案)について

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会

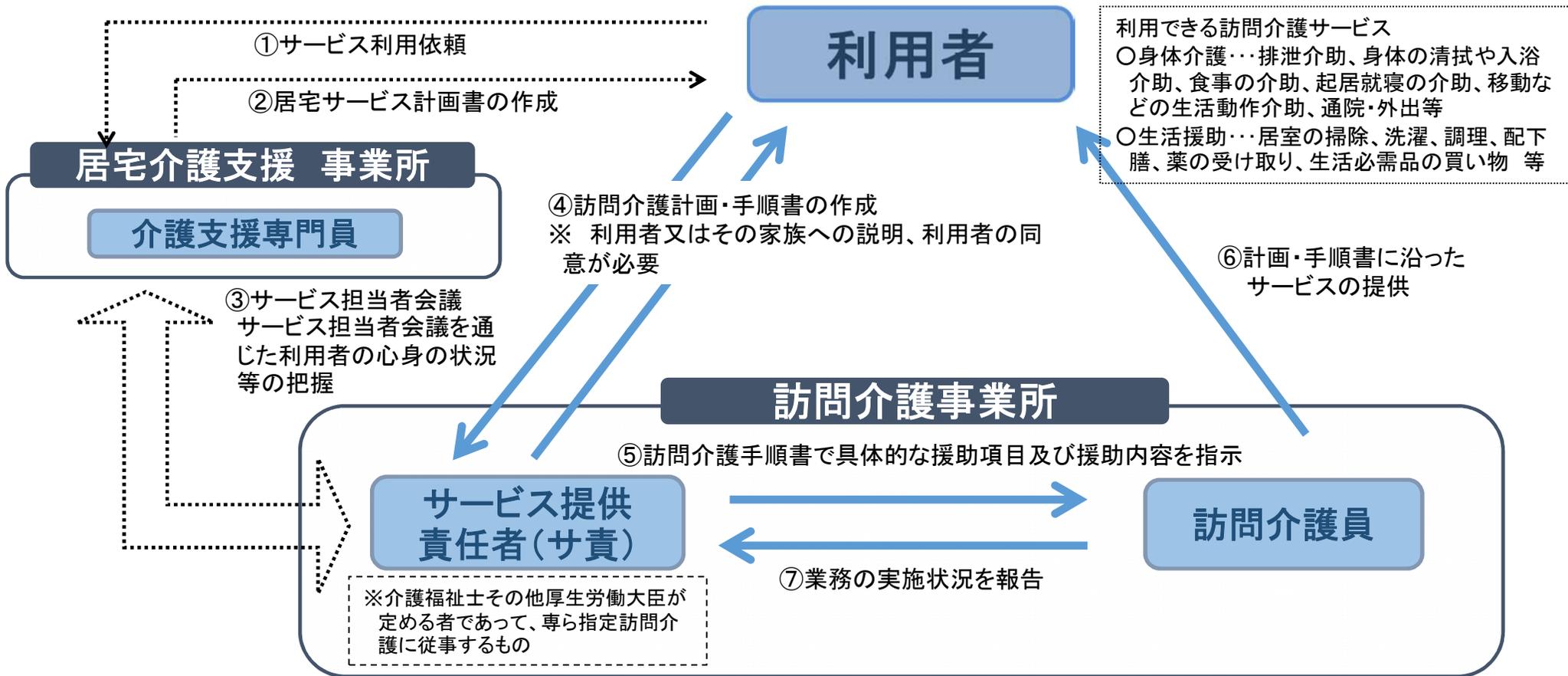
～経済連携協定に基づく介護福祉士候補者等の更なる活躍を促進するための具体的方策について～(平成28年3月7日)(抄)

- (前略)特に訪問系サービスについては、EPA介護福祉士の受入れは、二国間の経済の連携強化という目的で特例的に行われているものであり、外交上の配慮という観点からも、EPA介護福祉士の人権擁護が確実に図られる必要がある。このため、EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たっては、人権擁護等の観点から、必要な措置を併せて講じることが必要である。
- この必要な措置の内容としては、(中略)様々な意見があったことから、引き続き、本検討会において議論を行うこととする。

《今後の検討の方向性(案)》

- EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加するに当たって講ずべき必要な措置については、EPA介護福祉士が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士としての国家資格を有する者を前提として、EPA介護福祉士の人権擁護や利用者の安心といった観点から、具体的な検討をしてはどうか。
- この場合、現行の介護保険制度等において、訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理の実施などが義務付けられていることを前提として、さらに、どのような措置を追加的に実施すべきかを検討する必要があるのではないか。

(参考①) 訪問介護サービス利用の仕組み



◎指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号) (注) 利用者への対応:一重線、介護員への対応:二重線

サービス提供責任者の責務(第28条)

- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ・ 訪問介護員等に対し、具体的な援助項目及び援助内容の指示、利用者の状況についての情報伝達
- ・ 訪問介護員等の業務の実施状況の把握
- ・ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理の実施
- ・ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施

苦情処理(第36条)、事故発生時の対応(第37条)

＜訪問介護事業者＞

- ・ 利用者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための苦情受付窓口の設置等の必要な措置
- ・ 利用者の苦情に関する市町村等からの調査への協力、市町村等の指導等に従った必要な改善や改善内容の報告
- ・ 事故発生時の利用者の家族等への連絡、必要な措置

※ 施設系介護サービスでは、介護職員の業務の把握や能力、希望を踏まえた業務管理等の介護職員に着目したものは規定されていない。

(参考②)各訪問系サービスの概要

種類	サービスの概要 「介護保険法」指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」より
訪問介護	要介護者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、介護福祉士等がその居宅を訪問して行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる世話。(法第8条第2項、省令第4条(指定居宅サービス))
訪問入浴介護	要介護者が居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴を介助することにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る介護。(法第8条第3項、省令第44条(指定居宅サービス))
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護者について、定期的な巡回訪問又は随時通報により、介護福祉士等がその者の居宅を訪問して行う、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応等、利用者が安心してその居宅において生活を行うことができるようになるための日常生活上の世話。また、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助。(法第8条第15項、省令第3条の2(地域密着型サービス))
夜間対応型訪問介護	要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問又は随時通報により、介護福祉士等がその者の居宅を訪問して行う、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応等、夜間に利用者が安心してその居宅において生活を行うことができるようになるための日常生活上の世話。(法第8条第16項、省令第4条(地域密着型サービス))